

新ガイドラインに基づく点検の流れ

-
- ```

graph TD
 subgraph Step1 [第1ステップ(異状の把握):]
 direction TB
 S1_1[①通常巡回]
 S1_2[②定期巡回]
 S1_3[③異常時巡回]
 S1_1 --> S1_2
 S1_2 --> S1_3
 end

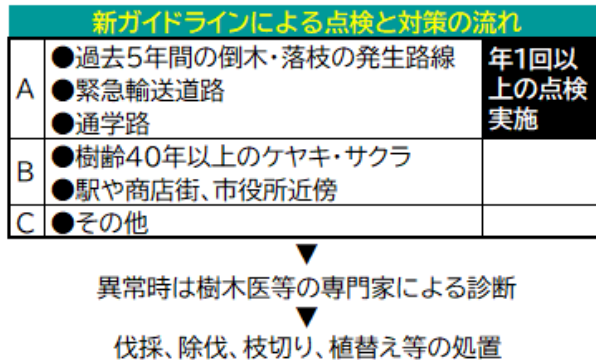
 subgraph Step2 [第2ステップ(危険度の評価):]
 direction TB
 S2_1[④健全度調査]
 end

 subgraph Step3 [第3ステップ(対策内容の判断):]
 direction TB
 S3_1[⑤対策の検討]
 end

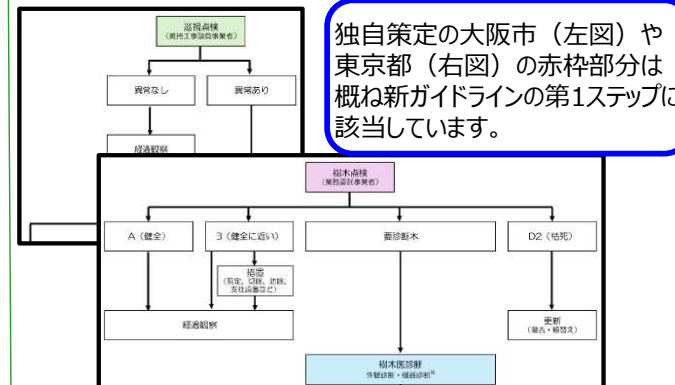
 S1_3 -- "異常あり(危険が想定される街路樹の抽出)" --> S2_1
 S1_3 -- "交通障害または緊急的な対応が必要となる異状あり" --> EM[緊急対応]
 S2_1 -- "緊急的な対応が必要となる異状あり" --> EM
 S2_1 --> S3_1
 S3_1 --> IM[対策の実施]

 EM --> IM

```
- 第1ステップ(異状の把握):**  
道路巡回や道路利用者及び地域住民からの情報提供により、交通障害や樹木の異状の把握を行う
- ①通常巡回      ②定期巡回      ③異常時巡回
- 異常あり(危険が想定される街路樹の抽出)
- 交通障害または緊急的な対応が必要となる異状あり
- 第2ステップ(危険度の評価):**  
専門的な調査により、街路樹の健全度の把握を行う
- ④健全度調査
- ※可能な場合は、危険木(過去の健全度調査等によりリスクを把握し、経過観察が必要とされた樹木)を抽出し、重点的に樹木医等の専門家を交えた健全度調査を行うことが有効
- 緊急的な対応が必要となる異状あり
- 第3ステップ(対策内容の判断):**  
街路樹の異状やその兆候について、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断して必要な対策の検討を行う
- ⑤対策の検討
- ※第1ステップ(異状あり)、第2、3ステップの各段階において、点検結果を記録
- 点検・診断のフローチャート
- 日常管理  
緊急対応  
対策の実施



| 作業内容      | 実施者                 | 対象                           | 頻度             |
|-----------|---------------------|------------------------------|----------------|
| 巡視点検      | 維持工事請負事業者           | 全高木・中低木                      | 1年に2回          |
| 樹木点検      | 業務委託事業者             | 全高木・中低木                      | 3年に1回          |
| 樹木医<br>診断 | 外観診断<br>機器診断<br>樹木医 | 要診断木の高木                      | 3年に1回<br>or 適宜 |
| フォローアップ点検 | 市職員                 | 巡視点検の異常高木、<br>樹木診断のC/D、D1、高木 | 1年に1回          |



独自策定の大阪市（左図）や東京都（右図）の赤枠部分は概ね新ガイドラインの第1ステップに該当しています。



(樹木医や樹木診断士の協力が必要な第2ステップ以降についても、外部協力含めたご対応を相談させていただきます)